

1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

増加傾向にある児童虐待を防止するためには、養育支援を必要とする家庭の早期把握や関係機関が連携して虐待の早期発見、早期対応を図っていくことが必要となっています。

このようなことから、特定妊婦や養育支援が特に必要な家庭に対して養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業の展開に加え、家庭において一時的に養育が困難となった場合の子育て支援短期入所事業などの活用を通じて、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を展開することにより、児童虐待の予防に努めていきます。

また、複雑困難化する児童虐待ケースに対応するため、家庭相談員等の資質向上を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して一体的な対応を図ることにより、児童虐待防止の総合的な支援の充実に取り組んでいきます。

(2) ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っていることから、生活基盤の安定を図るための就労支援や、子育てと仕事を両立させるための支援が必要となっています。

このようなことから、保育所等への入所にあたってのひとり親世帯等への福祉的配慮を行うとともに、ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、ひとり親家庭への早期の就労支援や、安心して子育てと仕事を両立できるよう、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。

また、各種施策・制度の情報が支援を必要とする方に行き渡るよう、相談機能や情報提供等を充実させることで、総合的にひとり親家庭の自立を支援していきます。

(3) 障がい児等に対する施策の充実

すべての子どもや子育て家庭が身近な地域で適切なサービスが受けられるよう、児童福祉法の改正によりサービスの充実や一元化が図られるとともに、地域の幼稚園や保育所等での障がい児の受入促進が求められています。また、発達に課題を持つなど、特別な支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援にあたっては、年齢や障がいに応じた医療や療育をはじめ、相談支援体制や関係機関との連携が必要であり、保健・医療・福祉・教育等、各種施策の円滑な連携により、在家庭児を含めたすべての子どもや子育て家庭への切れ目のない支援が重要となります。

このため、乳幼児健康診査等を通し、障がいの疑いがある子の早期発見を図り、専門機関の早期支援に繋げるとともに、地域の幼稚園や保育所等における障がい児の受入体制の充実や在家庭児への支援の促進に努めます。

また、子どもや子育て家庭、受入施設等に対しても、中核施設である子ども発達センターによる巡回相談事業をはじめ、障がい児相談支援を行う事業者等、専門的な支援を行う体制づくりに努めます。

なお、就学後にあっても、日中活動の場の提供などのための日中一時支援（放課後支援型）や、生活能力向上に向けた訓練などを行う放課後等デイサービス、子どもの家等事業による放課後支援の充実に努めます。

さらには、発達の違いや障がいのある子どもに、より適切で効果的な保育等が行えるよう、障がい児保育等の専門研修を通し、保育所等に勤務する職員の資質や専門性の向上に努めるなど、障がい児施策の充実等に努めます。

2 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子育て家庭が、安心して子育てができるよう、仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好環境（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックによる啓発活動や、男女共同参画推進事業者表彰の実施など、企業における働きやすい職場環境づくりを促進します。

併せて、勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者等への意識啓発や男性の家庭参画を促進します。

第6章 計画の総合的な推進体制

1 計画の周知と啓発

本計画を推進していくにあたっては、子ども・子育て支援新制度について広く周知するとともに、必要な方に適切な情報が届くよう、関係者や関係団体への周知や、広報紙・ホームページへの掲載など、広く機会をとらえて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画の推進にあたっては、関係部局が連携して横断的に取り組んでいくことが必要です。このため、計画の進捗状況を把握し、関係部局が連携を図りながら推進してまいります。

3 庁外推進体制

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などから構成された「宇都宮市子ども・子育て会議」において、意見をいただきながら、本計画の推進を図ります。

4 計画の点検・評価と施策への反映

本計画に基づく施策の進捗状況については、「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、PDCAサイクル（Plan（計画）・Do（行動）・Check（検証）・Action（改善））に基づいた計画の推進を図ります。

また、幼児期の学校教育・保育の供給体制の確保等にあたり、量の見込みと保育の必要性の認定数との乖離や認定こども園に関する事業者の希望の状況など、見直しを図るべき状況が生じた場合には、同会議において意見をいただき、市として必要な対策を講じていきます。